

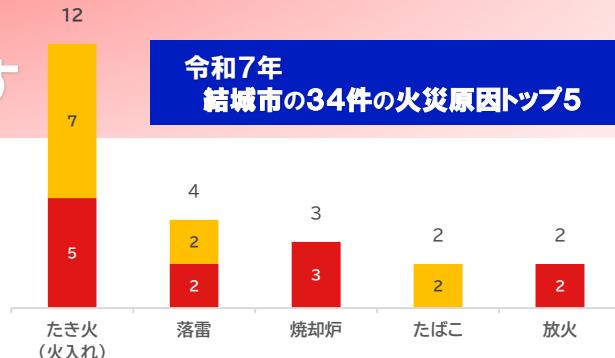
結城市内の出火原因のトップはたき火です

屋外で煙や炎を発する行為は全て

消防署への届出が必要です

令和7年
結城市的34件の火災原因トップ5

令和8年1月1日から、筑西広域火災予防条例により、**たき火行為は消防署へ届出・連絡が必要です。**
また、昨年12月から**火災警報**の発令が始まっています。



火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為（たき火を含む。）の注意事項



届出は行為の許可ではありません



届出は、たき火などを許可するものではありません。
目的や責任者、内容などについて把握するためです。

火災警報発令時は中止すること



火災警報発令時に屋外で燃焼行為をした場合は
消防法に基づいて罰せられることがあります。

ゴミの野焼きは禁止されています



廃棄物を「野焼き」することは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で禁止されています。※一部例外あり

火災警報

は①または②の条件に該当し、かつ火災の予防または警戒上特に危険であると

認められる場合に発令され、以下のメール・公式LINEの内容が送信されます。

① 実効湿度60%以下かつ最低湿度40%以下で、平均風速7m以上またはその見込みがある場合

② 平均風速10m以上の風が、1時間以上連続して吹く見込みがある場合

※ 実効湿度60%以下かつ最低湿度40%以下で平均風速10m以上の風が、1時間以上連続して吹く見込みがある場合は

防災行政無線にて発令を吹鳴します。

電話・窓口・Faxのいずれかで届出・連絡してください。

・電話 5:00～17:00

・窓口 8:30～17:00 ※平日

・Fax 24時間 ※受信確認電話要す

結城消防署 ☎ 32-5145 Fax 32-7667

詳しくはこちらで→

<https://www.tikusei.or.jp/shobo/>



届出・連絡
お問い合わせ